

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026 年 6 月 16 日開催（主要行等との意見交換会）]

1. 現下の国際情勢を踏まえた対応について

- 不確実な中東情勢が継続する中で、原油や石油製品については、「日本全体で必要となる量」は確保できているが、一部で供給の偏りや流通の目詰まりが生じており、実際に一部の金融機関からも、顧客企業において溶剤・シンナーやプラスチック製品等の不足や納期遅延が発生しているといった声を聞いている。
- また、物価高や人件費を原因として倒産件数が増加しているとの民間の調査結果も出ており、中東情勢がサプライチェーンを通じて事業者に与える影響には十分に注視していただきたい。
- 各金融機関においては、先般の要請文の趣旨も踏まえて、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、事業者に寄り添った対応を徹底するとともに、事業者の抱える経営課題を先送りせず、支援機関を含む関係者との連携の下、個別の実情を踏まえたきめ細やかな事業者支援に取り組むよう、改めてお願いしたい。

2. 「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に係る議事概要等の公表について

- 2026 年 3 月 11 日、金融庁にて「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催した。各障がい者団体から、「ATM・新システム開発等の際に、障がいを持つ当事者や専門家の意見を取り入れていただきたい」「代筆・代読について職員全体への理解・啓発を行うとともに、窓口到手話・筆談マーク等の案内表示をしていただきたい」「電話リレーサービスの更なる普及をお願いしたい」といった意見・要望が出された。
- 2026 年 4 月 20 日、意見交換会の議事概要等を金融庁ウェブサイト公表しているため、参考にいただき、一層、障がい者に配慮した取組を進めていただきたい。
- また、例年実施している、障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査を発出したので、御協力いただきたい。

3. AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化について

- 2026 年 5 月 22 日に日本銀行と連名で金融機関等に対して、フロンティア AI による脅威変化を踏まえた短期的な対応について、経営トップを含めた経営層の直接関与の下で取り組むよう要請した。金融機関等においては、AI モデル開発企業の活動状況も踏まえ、迅速な対応を進めることが期待される。

4. 金融機関が行う預貯金口座の不正利用等防止の取組に係る広報について

- 2025 年 9 月に、インターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化を要請したところ、金融機関がこのような対策を実施するに当たって、顧客である国民の理解・協力が不可欠であることから、こうした取組の一助となるよう、警察庁及び各業界団体と連携して動画を制作した。

- 動画は 2 種類作成しており、

- ① 金融機関は、詐欺被害防止のため、インターネットバンキングの初期利用限度額を適切に設定するとともに、申込み時や利用限度額の引上げ時に利用者への確認及び注意喚起を行っていることや
- ② 詐欺等が疑われる取引については、顧客への確認を行うほか、必要に応じて取引の謝絶及び警察への連絡を行う場合があること

について、国民に対し理解を求めるような内容である。

- 制作した動画については、金融庁ウェブサイトや公式 YouTube に掲載したほか、各種広告媒体も活用しながら発信していく予定である。

- 各金融機関において、例えば、

- ・ 金融機関のウェブサイト、アプリやインターネットバンキングの案内ページ等に動画を掲載する
- ・ 金融機関の営業店等のデジタルサイネージで動画を流す
- ・ 金融機関が主催する資産運用や啓発セミナーの場において本動画を顧客の研修材料として使用する

など積極的に御活用いただきたい。

5. レビキャリアについて

- 2025 年度に引き続き、レビキャリアによる経営人材マッチング事例集を発刊した。レビキャリアの特設サイトにも PDF 形式で掲載しているので、業務の参考とされたい。
- また、事例集の発刊に伴い、寄稿いただいた金融機関からの事例発表を 2026 年 6 月 22 日にオンラインで開催する予定である。詳細については、別途御案内するため是非参加いただきたい。

(参考 1) 2026 年 5 月末時点での実績は、大企業人材の登録者数：累計 7,223 人、登録金融機関数：254 機関、マッチング件数：416 件

(参考 2) 事例集 URL：https://revicareer.jp/case_study/

6. 事業性融資推進法（企業価値担保権）の施行と今後の取組について

- 2026 年 5 月 25 日、事業性融資推進法が施行された。
- 企業価値担保権を早速御活用いただいた方々においては、事業性融資の発展に向け、貴重な先行事例となる。融資後も、継続的に借り手とのコミュニケーションに取り組み、随時、取組を振り返りながら、挑戦と改善を積み重ねていただきたい。
- 金融庁においても、先行事例を踏まえつつ、引き続き、有志の金融機関との間で、実務的な議論を深めていきたい。詳細については、新しい体制の下で、関係者とも相談しながら検討したい。
- いずれにせよ、夏以降も汗をかいていく方針のため、御協力いただきたい。

7. 金融戦略の検討状況について

- 政府では、「日本成長戦略」の取りまとめに向け、17 の戦略分野のうち官民投資を優先的に支援していくべき「主要な製品・技術等」についての「官民投資ロードマップ」や、金融を含む 8 つの分野横断的なテーマについて議論を行っている。
- 金融分野については、2026 年夏までに金融戦略を策定することとしており、「新戦略策定のための資産運用立国推進分科会」（分科会長：片山金融担当大臣）において 2026 年 4 月下旬に骨子案が示された。現在、自民党からの提言等も踏まえ、策定に向けた最終的な調整を進めている。

○ 金融戦略のコンセプトは、これまでの「資産運用立国」の取組を更に発展させ、

- ・ 企業には中長期的な企業価値の向上に向けた成長投資を促しつつ、
- ・ アセットオーナーの受益者や家計が、成長の果実を最大限享受できるようにする、
- ・ そのために、これらをつなぐ金融機関・市場による資金供給・成長支援機能の発揮を強力に促す環境整備を行っていく

ことで「強い経済」の実現に向けた成長投資を促進していくこと、そして、

- ・ 金融システムを支えるインフラがブロックチェーン、AI 等の新たな技術に対応できるようにしていくこととしている。

○ 政府内、自民党内において、具体的な検討はまだ続いており、今後、追加・修正も大いにありうるとの前提であるが、少なくとも、以下4つのテーマに関する諸施策は、取りまとめに入る可能性がある。

- ・ 一つ目は、「17 の戦略分野等への成長投資や事業再編・再構築を支えるための金融機関・市場の機能強化」である。銀行等に対する規制緩和等を通じ、金融機関による資金供給・企業の成長支援機能の強化を後押しするほか、多様な商品が取引される厚みのある金融市場の実現に向けた取組を進めていく。あわせて、地域金融機関が地域企業の価値向上と地域課題の解決に貢献できるようとの目的で 2025 年 12 月に「地域金融力強化プラン」が公表されたが、内容の更なる拡充、具体化を図るべく、検討を行っている。また、17 の戦略分野へのファイナンスに関する官民連携の在り方も議論の俎上にあがっている。
- ・ 二つ目は、「企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革」である。企業・機関投資家の双方が、短期主義に陥らず、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を強く意識し、必要な成長投資が実施されていくよう、コーポレートガバナンス改革を進めていく。
- ・ 三つ目は、「経済成長の成果を最大限享受するための環境整備」である。年金や大学等のアセットオーナーに対して受益者の最善の利益を追求した資産運用を促すとともに、それを支える資産運用サービスの高度化を図っていく。くわえて、DC／iDeCo の制度改善等家計の安定的な資産形成を

促進するための環境整備を進めていく。

- ・ 四つ目は、「金融システムを支えるインフラへの投資」である。ブロックチェーンを活用した決済手段やスマートコントラクトの実装・普及に向けた環境整備に取り組むほか、AI 脅威に対する金融分野でのサイバーセキュリティ対策強化について、官民連携で取り組んでいく。

- いずれにせよ、こうした施策を具体的に検討・実施する際には、顧客ニーズも含めて金融ビジネスの現場の状況を把握し、それにあうような政策の検討・実施が必要であり、官民の壁、業態の垣根を越えていけるよう、官民連携で取り組んでいく。

8. Japan Weeks 2026 について

- 2026 年も、10 月 26 日から 30 日をコアウィークとして Japan Weeks を開催する予定であり、先月からイベントの登録受付を開始した。全国銀行協会（全銀協）では、2026 年 10 月 27 日にイベント開催を検討いただいている旨を伺っている。
- 金融庁としては、資産運用立国実現に向けた取組の成果が着実に積み上がっていることを国内外に発信する機会としたい。全銀協及び会員行においては、これまでの流れをより確実なものにするためにも、それぞれ国内外投資家の関心を高めるイベントの開催や参加を通じて、日本市場の魅力に関する情報発信に貢献いただくことを期待している。

9. 2026 年 5 月 G7 財務大臣・中央銀行総裁会議について

- 2026 年 5 月 18、19 日に、フランス・パリにおいて G7 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介する。
- ・ まず、経済成長を支える安定的で強靱な金融セクターへの強いコミットメントが再確認された。
- ・ 金融犯罪との闘いに対するグローバルな基準設定主体としての金融活動作業部会（FATF）の重要な役割が再確認されると共に、FATF 加盟国及びグローバルネットワークによる FATF 基準の効果的かつ適時の実施が求められた。
- ・ 異常気象に関しては、地理的条件や保険の対象範囲などに応じ、国・地

域ごとに異なり得る異常気象の経済・金融上の影響の評価に留意すると共に、頑健で粒度の細かいデータの入手可能性の確保、金融リテラシーの向上、リスク予防への投資、保険会社に対するリスクベースの規制と監督の維持、民間市場の能力強化の支援の重要性が強調された。

- ・ ノンバンク金融仲介（NBFI）に関しては、資本配分を改善し、資金源を多様化させる一方で、潜在的な脆弱性をもたらし得ることが認識されたと共に、プライベートクレジットの生態系における業界の発展と潜在的なリスクには、継続的なモニタリングが求められることが示された。
- ・ サイバーセキュリティに関しては、サイバーリスクが進化を続け、世界の金融システムの強靱性に対する課題となっている中、共有された対応能力を更に強化し、金融セクターの備えを一層向上させるために、具体的な行動をとることにコミットされた。

- 今後は、2026 年 6 月 15 日から 17 日にフランス・エヴィアンにて G7 首脳会議が開催される。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

10. G20 クロスボーダー送金改善に向けた取組についての現況共有及びアクションプラン検討に向けた協力依頼について

- 2020 年以降、G20 の指示のもと金融安定理事会（FSB）が中心となりクロスボーダー送金改善に向けた取組が進められてきた。G20 は 2027 年の達成を目指してコスト、スピード、透明性、アクセスの 4 項目について目標値を設定していたが、足元その達成は困難な見込みである。
- こうした状況を受け、FSB は各法域に対して 2026 年 10 月までに具体的な取組方針を示したアクションプラン（行動計画）を策定することを求めている。金融庁としては、これをよい機会と捉え、我が国利用者利便や安全性の確保に向けた現実的な計画を策定したい。計画の策定に当たっては日本銀行とも連携して取組を進めることになるが、各金融機関の知見もお借りしたい。

（以 上）